

特記仕様書

笛吹市公営企業部水道課

第1条 適用範囲

この特記仕様書は、水道工事標準仕様書（2010 日本水道協会、以下「標準仕様書」という）でいう特記仕様書（以下「特記仕様書」という）で、笛吹市公営企業部水道課の行う四日市場・広瀬地内配水管布設替工事(2 工区)の施工に適用する。

なお、標準仕様書および特記仕様書に記載のない事項については、山梨県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という）の規定、工事協議（打合せ簿）により施工するものとする。

第2条 施工計画書の作成

施工に先立ち作成する施工計画書は、契約日から10日以内までに提出すること。記載項目については、標準仕様書によるものとする。緊急時の体制及び対応については、休日であっても不測の事態に対応できるよう連絡先を明記すること。また、本工事の内容に応じた施工・安全訓練等の具体的な計画や、下請負の予定がある場合は、その業者名・下請負範囲等を明記する（明記できない箇所は監督員と協議する）。

第3条 建設副産物の適正処理

水道工事の施工により発生するコンクリート塊・アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。

第4条 段階確認等

段階確認にあたり、受注者は標準仕様書によるほか、下記によるものとする。

1) 段階確認の計画書作成

工事着手前において、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を期した段階確認工程表を作成する。なお、施工計画書作成対象工事においては、施工計画書に含めて提出するものとする。

2) 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書どおりの施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

3) 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提示すること。また、配筋状況の確認時には配筋チェックシートを作成し、完成時に提出すること。

4) 段階確認実施日程

受注者は、段階確認により発注者の確認を受ける必要のある場合については、原則立ち会い希望日の前日までに書面により協議すること。

5) その他

段階確認の計画書及び配筋チェックシートについて、監督員の承諾を得た場合は、受注者の様式により管理できる。

第5条 週休2日制

本工事は、週休2日適用工事として、4週8休以上の現場閉所を見込んでいる。

取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事实施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。

2 週休2日は、通期の週休2日、月単位の週休2日または完全週休2日（土日）により取り組むこととし、施工計画書により提出すること。

当初設計に適用の経費補正は「週休2日（月単位）」とする。

第6条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

1) 積載制限重量を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

- 3) 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。

第7条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日（4時間）以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 1) 安全活動のビデオ等の視覚資料による安全教育
- 2) 本工事内容等の周知徹底
- 3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- 4) 本工事における災害対策訓練
- 5) 本工事現場で予想される事故対策
- 6) その他、安全・訓練等として必要な事項

第8条 工事の下請負

本工事の一部をやむを得ず下請負に附した場合、次の資料とともに現場着手1週間前までに提出すること。

- 1) 下請負契約書写し（注文書、請書、基本契約書等）
- 2) 下請負業者の建設業許可証写し（1件の契約が500万以上の場合）
- 3) 下請負業者の当該工事現場担当者の氏名及び連絡先等

また、下請負契約を締結した場合には、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出すること。その場合には、施工体系図の写しも合わせて提出すること。施工体系図には、下請け契約にあたらぬ資材等の運搬や輸送、交通誘導員等についても可能な限り記載すること。

第9条 工事实績の登録

受注者は、請負金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター。）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員に提出、承認をうけた後に、（財）日本建設情報総合センターにデータを提出するとともに、「登録内容確認書」の写しを監督員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。

- 1) 受注時登録データの提出期限は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き、10日以内とする。
- 2) 完成時登録データの提出期限は業務完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き、10日以内とする。
- 3) なお、業務履行中に、受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更のあった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き、10日以内に変更データを提出しなければならない。

第10条 建設リサイクル法対象建設工事の届け出に係る事項の説明等

本工事は、建設リサイクル法の対象工事であり、落札者は建設リサイクル法第12条に基づき、落札後配布される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第11条 工事中の交通及び保安設備

工事区域内での車両の運行、及び歩行者の通行に際しては、必要に応じて専任の交通誘導警備員を設置し、通行の誘導、路面の補修に努める等、交通及び保安上十分な措置を講じること。

- 1) 工事の施工にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」（R6年2月改訂）

に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督員と協議するものとする。

- 2) 本工事の施工に際しては、道路工事交通保安施設設置基準標準図により交通誘導警備員及び保安施設を設置するものとする。また、交通整理は次の通り実施するものとする。

また、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と工事協議書により別途協議することとする。

① 交通整理期間について

- ・交通誘導の時間帯 : 昼間勤務
- ・配置人数 : 交通誘導員 B・3 人 (交代要員有) (総計 84 人計上)
- ・交通誘導期間 : 予定 28 日間
- ・配置場所 : 工事起点及び終点

現場条件に変更が生じた場合は監督員と協議するものとする。

② 「土木工事安全施工技術指針」ほか関係法令等を遵守のうえ施工すること。

第 1 2 条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、受注者は国土交通省 HP に EXCEL 形式で公開されている様式により作成した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書 1 部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

また、受注者は法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

工事完了後は速やかに、当初作成した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を印刷し、1 部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データを CD-R 等により監督員に提出するものとする。

なお、作成した工事データは自社で 5 年間保管するものとする。

※「再生資源利用[促進]計画書(実施書)」は下記方法により入手すること

国土交通省ホームページからダウンロード

URL

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第 1 3 条 排出ガス対策型建設機械および低騒音型建設機械の原則使用

排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、および指定された低騒音型建設機械を使用する場合には、施工現場において使用する機械の写真撮影を行い提出するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが添付されているので、確認できるように撮影し、監督員に提出するものとする。

第 1 4 条 配管材料等の積み卸し機械

水道配管材料等の吊込みに使用する機械の内、φ 350mm 以下の吊込みについては、クレーン付きトラック（4t 積－2.9t 吊）に換えて、現場の作業条件に応じた吊り能力を有する「クレーン機能付バックホウ」を使用することができる。ただし、この場合には所定の吊能力を有している機械を使用すると共に、あらかじめ選任した有資格者が作業を行うものとする。また、その旨を施工計画書に含めて提出するものとする。

第 1 5 条 水圧検査

配管作業終了後には、管内の水密性を確認するため、原則として管内に充水し、管路の水圧試験を行う。なお、水圧試験の方法については、配水用ポリエチレンパイプシステム協会によるものおよび監督員の指示による。

第 1 6 条 出来形管理

出来形管理基準については、標準仕様書によるものの他、これによりがたい場合は、

山梨県県土整備部監修『建設工事必携』及びこれに基づく『2. 土木工事施工管理基準及び規格値』を準拠するものとする。なお、出来形測定の際の各測点においては、管のオフセットを測定し、リボンテープ等を用い適切に写真管理をすること。又、出来形図に記録すること。

第17条 創意工夫

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第18条 留意事項

- 1) 施工の際は安全施設等十分設置し、近隣耕作者及び道路利用者の交通安全に十分注意すること。
- 2) 工事で発生する騒音や振動、沿道の取り付け、排水、雨水処理等による苦情が発生しないよう努めること。
- 3) 完成図書には**完成図面**の他、管割図を作成し提出するものとする。
- 4) 監督員との協議、段階確認等には協議書等を提出し、図面や数値等でその内容がわかるよう参考資料を添付したうえで2部提出すること。
- 5) コンクリート殻・アスファルト殻の出来形管理は立米管理を原則とする。
- 6) 施工上必要な減断水を行う際には、影響を受ける水道加入者に対し、事前に断減水の日時を周知した上で行うものとする。その際、必要に応じて通知を配布することとする。
- 7) 設計内容にかかわる物はもちろん協議打合せに関する事項は、すべて〔工事打合簿〕によりそのつど処理するものとし、了解・承諾のある前に施工した場合は、受注者の責任により行うこと。
- 8) 本工事において、土木工事共通仕様書による工事測量に基づき起工測量を行い、その結果を監督員に提出するとともに現地の状況を十分把握し安全性、施工性、細部構造等の検討を行い、受注者の責任において施工するものとする。
- 9) 労働安全衛生規則により、労働基準監督署に届けの必要がある場合はその写しを施工計画書に添付すること。
- 10) 受注者は、工事着工前には周辺の地権者・耕作者・役員等立会のうえ、民地との境界確認、施工方法・施工期間等を説明しトラブルの無いよう立会い一覧表に署名等をもらい提出すること。
- 11) 変更に関する協議が行われていない事項に関しては、請負金額の変更は行わないものとする。（「笛吹市工事請負契約における設計変更ガイドライン」H31.6）

第19条 G X形ダクタイトイル鋳鉄管の接合について

本工事において、G X形ダクタイトイル鋳鉄管を使用する場合には、一般財団法人 日本ダクタイトイル鉄管協会発行の『JDPA W 16 G X形ダクタイトイル鉄管 接合要領書』に準拠して施工を行うものとする。その際、『G X形継手チェックシート』を使用することとし、記入したチェックシートは、管番号を記した管接合部に添えて近景写真を撮影するものとする。また、チェックシートは完成時に提出するものとする。

第20条 ダクタイトイル鋳鉄管のポリエチレンスリーブの施工について

本工事において、ダクタイトイル鉄管用ポリエチレンスリーブを使用する場合には、一般社団法人 日本ダクタイトイル鉄管協会発行の『JDPA W 08 ダクタイトイル鉄管用ポリエチレンスリーブ施工要領書』に準拠して施工を行うものとする。

第21条 水道配水用ポリエチレン管の接合について

本工事において、水道配水用ポリエチレン管を使用する場合には、配水用ポリエチレンパイプシステム協会発行の『水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル』に準拠して施工を行うものとする。その際、『E F接合チェックシート』を使用す

ることとし、記入したチェックシートは、管番号を記した管接合部に添えて近景写真を撮影するものとする。また、チェックシートは完成時に提出するものとする。

第22条 残土処理について

本工事で発生する残土は、次のとおりとする。

- ① 搬出場所：**笛吹市境川町大坪地内**
- ② 運搬距離：**4.6**km 以下

第23条 舗装版切断時に発生する汚濁水の処理について

本工事で発生するアスファルト舗装版等の切断時に発生する汚濁水は、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

第24条 熔融スラグを利用した建設資材の優先使用について

受注者は『熔融スラグ有効活用ガイドライン』（平成29年10月）に基づく熔融スラグを利用した建設資材（積みブロック、密粒度アスファルト混合物、下層路盤材）については、優先使用に努めるものとする。なお、熔融スラグを使用する再生密粒度アスファルト混合物の骨材には、甲府・峡東クリーンセンターから生成される一般廃棄物熔融スラグを配合した混合物を使用すること。

第25条 その他

その他疑義が生じた場合は遅延なく監督員に報告し、協議すること。